

## 青森法学会規約

第1条（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。

第2条（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることをもって目的とする。

第3条（事業） 本会は次の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 研究誌の発行

3 その他、総会で適当と認めた事業

第4条（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

第5条（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者

2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家

3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者

4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

第6条（役員） ①本会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 理事 若干名

3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

第7条（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授）  
理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）  
理事 大野拓哉（弘前学院大学）  
理事 小俣勝治（青森中央学院大学名誉教授）  
理事 金 美和（青森中央学院大学）  
理事 平野 潔（弘前大学）  
監事 村松恵二（弘前大学名誉教授）

## 青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。

2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。

3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。

①青森法学会の会員

②編集委員会が特に認めた者

4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。

5. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内

報告 30枚以内 翻訳 40枚以内 書評 20枚以内

6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。

7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求めることがある。

### 執筆者紹介

福田健太郎（近畿大学 民法）

寺井 里沙（広島市立大学 国際私法）

渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小野昇平

児山正史 西東克介 廣瀬孝壽

2023年8月31日発行 ¥1200+税  
編集兼 発行者 青森法学会  
〒036-8560 弘前市文京町1番地  
弘前大学人文社会科学部内  
印刷所 ぶりんていあ第二